(3)　都道府県等は、実施方針を定めようとするときは、(六)の(1)に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、(六)の(1)に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等（当該都道府県等が都道府県であるときは当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む市町村及び特別区を、当該都道府県等が指定都市であるときは当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む都道府県をいう。以下同じ。）及び当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）との協議をしなければならないこととした。（第六条第四項関係）

(4)　都道府県等は、実施方針に定める次に掲げる事項については、あらかじめ、次に定める者の同意を得なければならないこととした。この場合において、ロに定める者の同意については、地方自治法第九六条第二項の規定の適用を妨げないこととした。（第六条第五項関係）

イ　公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項　公安委員会

ロ　立地市町村等が実施する施策及び措置に係る事項（イに掲げるものを除く。）　立地市町村等

(三)　実施方針の策定の提案

設置運営事業等を行おうとする民間事業者（当該民間事業者がまだ設立されていないときは、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者）は、都道府県等に対し、実施方針を定めることを提案することができることとした。（第七条関係）

(四)　民間事業者の選定

(1)　都道府県等は、実施方針に即して、(五)の(1)の規定により(五)の(1)に規定する区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請する民間事業者を公募の方法により選定することとした。（第八条第一項関係）

(2)　都道府県等は、(1)の規定による選定をしようとするときは、(六)の(1)に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、(六)の(1)に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならないこととした。（第八条第二項関係）

(五)　区域整備計画の認定

(1)　都道府県等は、設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して、基本方針及び実施方針に即して、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができることとした。（第九条第一項関係）

(2)　区域整備計画には、区域整備計画の意義及び目標に関する事項、特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項、設置運営事業者等の名称等、事業基本計画（特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する事項その他の設置運営事業等の基本となる事項に関する計画をいう。以下同じ。）、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項、8の(四)に規定する認定都道府県等入場料納入金及び9の(二)に規定する認定都道府県等納付金の使途に関する事項等を定めることとした。（第九条第二項関係）

(3)　都道府県等は、区域整備計画を作成しようとするときは、(六)の(1)に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、(六)の(1)に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならないこととした。（第九条第五項関係）

(4)　都道府県等は、区域整備計画に定める次に掲げる事項については、あらかじめ、次に定める者の同意を得なければならないこととした。この場合において、ロに定める者の同意については、地方自治法第九六条第二項の規定の適用を妨げないこととした。（第九条第六項関係）

イ　公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項　公安委員会

ロ　立地市町村等が実施する施策及び措置に係る事項（イに掲げるものを除く。）　立地市町村等

(5)　都道府県等は、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととした。（第九条第七項関係）

(6)　都道府県等は、(1)の規定による申請をしようとするときは、その議会の議決を経なければならないこととした。（第九条第八項関係）

(7)　(6)の場合において、当該都道府県等が都道府県であるときは、当該都道府県は、あらかじめ、当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む市町村及び特別区の同意を得なければならないこととした。この場合において、当該同意については、地方自治法第九六条第二項の規定の適用を妨げないこととした。（第九条第九項関係）

(8)　国土交通大臣は、基本方針の公表後の政令で定める期間内に(1)の規定による申請があった場合において、その区域整備計画が次に掲げるものその他の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができることとした。（第九条第一一項関係）

イ　基本方針に適合するものであること。

ロ　事業基本計画が次に掲げるものその他の基準に適合するものであること。

(イ)　カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものであること。

(ロ)　設置運営事業者等が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業（施設供用事業者にあっては、施設供用事業）を行うものとされていること。

(ハ)　設置運営事業者等がカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を講ずると認められるものであること。

(ニ)　設置運営事業等が円滑かつ確実に行われると見込まれること。

ハ　国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を図ることにより、観光及び地域経済の振興に寄与すると認められるものであること。

ニ　カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が実施されると認められるものであること。

ホ　その認定をすることによって、認定区域整備計画の数が三を超えることとならないこと。

(9)　国土交通大臣は、(8)の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議し、これらの同意を得るとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聴かなければならないこととした。（第九条第一二項関係）

(六)　認定の有効期間等

(1)　区域整備計画の認定の有効期間は、(五)の(8)の認定の日から起算して一〇年とすることとした。（第一〇条第一項関係）

(2)　区域整備計画の認定を受けた都道府県等（以下「認定都道府県等」という。）は、区域整備計画の認定を受けた設置運営事業者等（以下「認定設置運営事業者等」という。）と共同して、区域整備計画の認定の更新を受けることができることとした。（第一〇条第二項関係）

(3)　(2)の更新がされたときは、区域整備計画の認定の有効期間は、従前の区域整備計画の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して五年とすることとした。（第一〇条第六項関係）

(七)　認定区域整備計画の変更

(1)　認定都道府県等は、設置運営事業又は施設供用事業の内容の変更又は譲渡、認定設置運営事業者又は認定施設供用事業者の合併又は分割その他の事由により認定区域整備計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、認定設置運営事業者等（設置運営事業又は施設供用事業の譲渡により認定区域整備計画の変更をしようとするときは、当該事業を譲り受けようとする者を含む。）と共同して、国土交通大臣の認定を受けなければならないこととした。（第一一条第一項関係）